

令和5年度日向市定期監査結果の措置状況（前期）

課	指摘事項等	措置状況
総合政策課	注意 事項 契約事務において、予定価格に応じた見積期間が確保されていないものが見受けられたので、建設業法施行令第6条、日向市工事請負契約等に係る競争入札の執行に関する規程第3条の規定及び契約事務の手順(表4)に基づき、適正に処理された。	今後は、確認を徹底し再発防止に努め、建設業法施行令第6条、日向市工事請負契約等に係る競争入札の執行に関する規程第3条の規定及び契約事務の手順(表4)に基づき、適正に処理します。
秘書広報課	注意 事項 備品台帳に廃棄処分したものが登録されているので、財務規則第169条の規定に基づき適正に処理されたい。	廃棄処分したものについては、備品台帳から抹消登録を行い、是正を図りました。今後も適正な事務処理に努めます。
秘書広報課	注意 事項 被服貸与台帳において、貸与期間後の処理状況が記載されていないものがあつたので、日向市職員の被服貸与に関する規則第3条の規定に基づき、適正に処理されたい。	貸与期間後の処理状況について適正に記載し、是正を図りました。今後も適正な事務処理に努めます。
資産経営課	注意 事項 被服貸与台帳において、貸与期間後の処理状況が記載されていないものが複数見受けられたので、日向市職員の被服貸与に関する規則第3条の規定に基づき、適正に処理されたい。	日向市職員の被服貸与に関する規則第3条の規定に基づき、適正に処理しました。
職員課	指摘 事項 所得税法の改正により特別職に係る退職所得の金額の算定方法が改正されていたにも関わらず、改正前の算定方法により算出した額で徴収、納付していたため、特別徴収義務者である市に不納付加算税及び延滞税が課された事案があつた。特別徴収義務者として、常に関係法令の改正の動向を注視するとともに、組織的なチェック体制の構築を図られたい。	指摘の事案については、担当職員が発見し次第速やかに関係機関に報告等を行い、可能な限り迅速に処理しました。 今後の再発防止に向けて、業務マニュアル及びチェック体制の見直しを行い、適正かつ正確な事務処理の徹底に努めます。
こども課	注意 事項 所管の公有財産について、財産目録に登録されているものの、公有財産台帳が確認できないものがあるので、日向市財務規則第161条及び161条の2の規定に基づき、適正に処理されたい。	公有財産台帳に記載が必要な内容については、公有財産に関するシステム（Smart ASSIST：スマート アシスト）により一元的に管理、運用している状況にありました。 今後は、公有財産の適切な管理、運用や業務の効率化を図るためにも庁内におけるデータの一元化が有効であると考えますので、日向市財務規則の変更も含め、公有財産台帳の取り扱いについては、全庁的に調整が必要であると考えます。
こども課	注意 事項 業務委託契約金額100万円以上の契約において、着手届に財政課長合議がされていないものがあつたので、日向市工事請負契約等事務取扱規程第12条第2項の規定に基づき、適正に処理されたい。	契約事務手順等について改めて確認し、職員と共有します。今後、合議の決裁区分など契約事務の適正な処理に努めます。

令和5年度日向市定期監査結果の措置状況（前期）

課	指摘事項等		措置状況
こども課	注意 事項	日向市歯科保健事業補助金の実績報告書の提出日が、補助金等の交付に関する規則に定める期限後となっていたので、今後、同規則第13条の規定に基づき、提出期限を遵守するよう指導されたい。	交付申請の受付や交付決定の際、相手方に、規則に定める事項を改めて説明し、提出期限の厳守について指導します。
商工港湾課	注意 事項	被服貸与台帳において、貸与期間後の処理状況が記載されていないものが散見されたので、日向市職員の被服貸与に関する規則第3条の規定に基づき、適正に処理されたい。	日向市職員の被服貸与に関する規則第3条の規定に基づき、適正に処理しました。
観光交流課	注意 事項	被服貸与台帳において、貸与期間後の処理状況が記載されていないものが散見されたので、日向市職員の被服貸与に関する規則第3条の規定に基づき、適正に処理されたい。	日向市職員の被服貸与に関する規則第5条の規定に基づき、貸与期間後の処理について、被服貸与台帳に記載しました。
都市政策課	注意 事項	所管の公有財産について、財産目録に登載されているものの、公有財産台帳が確認できないものがあるので、日向市財務規則第161条及び161条の2の規定に基づき、適正に処理されたい。	公有財産台帳に記載が必要な内容については、公有財産に関するシステム（Smart ASSIST：スマート アシスト）により一元的に管理、運用している状況にありました。 今後は、公有財産の適切な管理、運用や業務の効率化を図るためにも庁内におけるデータの一元化が有効であると考えますので、日向市財務規則の変更も含め、公有財産台帳の取り扱いについては、全庁的に調整が必要であると考えます。
市街地整備課	注意 事項	所管の公有財産について、財産目録に登載されているものの、公有財産台帳が確認できないものがあるので、日向市財務規則第161条及び161条の2の規定に基づき、適正に処理されたい。	公有財産台帳に記載が必要な内容については、公有財産に関するシステム（Smart ASSIST：スマート アシスト）により一元的に管理、運用している状況にありました。 今後は、公有財産の適切な管理、運用や業務の効率化を図るためにも庁内におけるデータの一元化が有効であると考えますので、日向市財務規則の変更も含め、公有財産台帳の取り扱いについては、全庁的に調整が必要であると考えます。
市街地整備課	注意 事項	被服貸与台帳において、貸与期間の誤りや貸与期間満了に伴う処理状況が記載されていないものが散見されたので、日向市職員の被服貸与に関する規則第3条の規定に基づき、適正に処理されたい。	適正に処理しました。